

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 旭技建株式会社
代表者及び住所 大阪府大阪市中央区谷町5丁目6番12号
代表取締役 長尾 育将
2. 指名停止措置期間 : 令和7年7月25日から令和7年9月24日まで(2ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 旭技建株式会社は、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第5項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。
(1) 施工体制台帳等の不作成等
旭技建株式会社は、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、その請け負った建設工事を、株式会社渡辺塗装に直接請け負わせていたにもかかわらず、株式会社ケイテックに直接請け負わせたとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。
(2) 一括下請負
旭技建株式会社は、本件工事において、(1)のとおり、真実の施工体制台帳等を作成しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社渡辺塗装に請け負わせた。
5. 指名停止措置理由 : 旭技建株式会社は建設業法の規定により監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)